

令和8年度 扶養親族申告書

学童クラブの保育料（保護者負担金）を算定する場合、平成22年度税制改正により廃止された「年少扶養控除」（16歳未満対象）及び「特定扶養控除」（16歳～18歳対象）を、税額から控除して算定します。

令和7年12月31日現在18歳以下のお子さんがいる場合は、控除の対象となりますので下欄に必要事項を記入してください。

千歳市長 様

令和7年12月31日現在の私の扶養控除対象親族は、次のとおりです。

令和 年 月 日

【扶養申出者】①(父) 氏名

(生年月日 S·H 年 月 日)

② (母) 氏名

(生年月日 S·H 年 月 日)

氏名

【扶養親族（お子さん）】 (令和7年12月31日現在18歳以下)